

第三次千葉県地域福祉支援計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

★ 計画の特徴

- 地域の支え合いの仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉の基盤づくりを進める計画であり、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度等の内容を新たに盛り込みました。

I. 計画の位置付け

- 社会福祉法第108条に規定された都道府県が策定する法定計画です。
- 千葉県における地域福祉推進の基本方針であるとともに、市町村支援のガイドラインです。
- 千葉県総合計画や県の関連諸計画との連携を図って進めていきます。

II. 計画の期間

- 平成27年度から平成32年度までの6年間とします。
- 計画の中間点である平成29年度を目途に、必要に応じて個別施策の見直しを図ります。

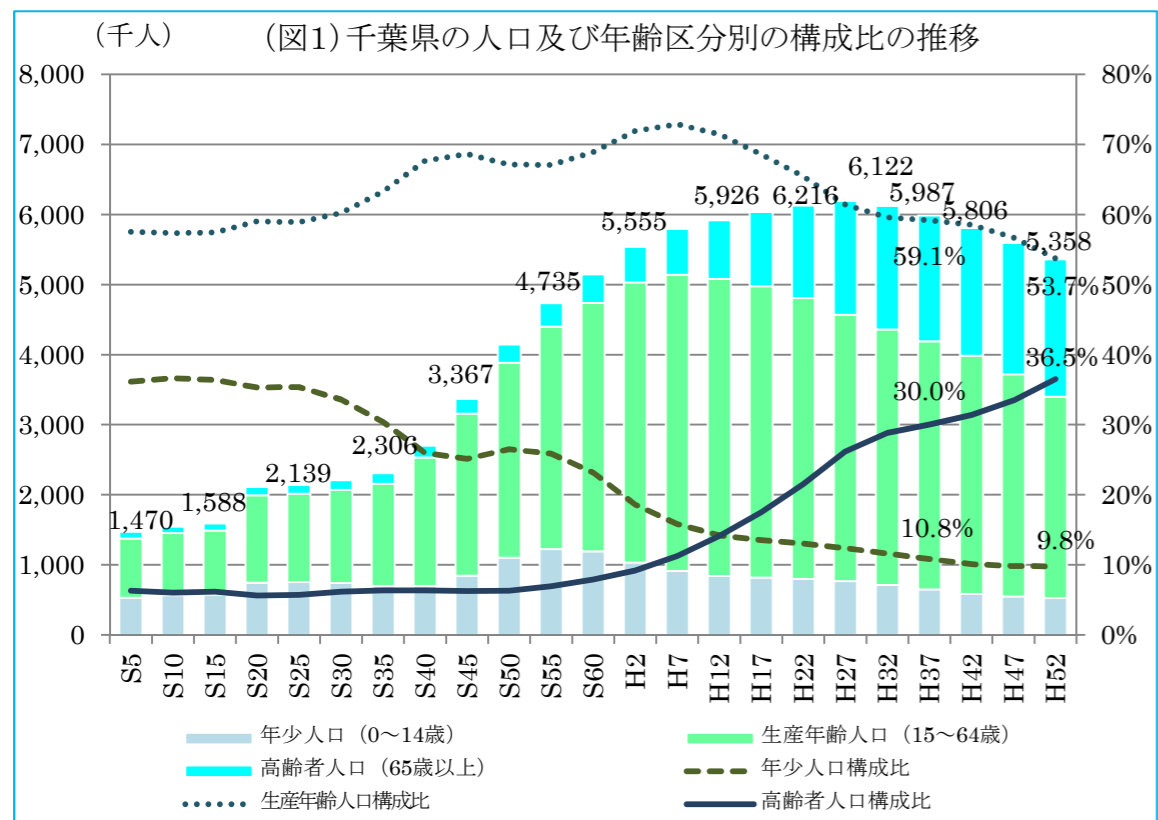
III. 近年の地域福祉関連施策の動向

【参考】社会福祉法第108条

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

第2章 現状と課題



【課題】

- I. 急速な高齢化の進展 (図1)**
 - ・ 介護を必要とする高齢者数や認知症高齢者数の増加
- II. 生産年齢人口の減少と少子化の進行 (図1)**
 - ・ 限られた労働力の中から、質の高い福祉人材の安定的に確保が必要
- III. 核家族、一人暮らし世帯の増加**
 - ・ これまで自助システムとして機能してきた家族の支え合いが弱体化
 - ・ 一人暮らしの高齢者は健康面、社会生活等不安とリスクを抱えていることが多く、地域で見守る体制づくりが必要
- IV. 地域課題の顕在化**
 - ・ 社会経済の構造的な変化等により生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加
 - ・ 虐待、ニート、ひきこもり、ホームレス等の問題が顕在化
 - ・ 地域課題はそれぞれの地域で様々であり、全県一律の対応では解決しない (図2)

【課題のまとめ】

地域の支え合い「地域力」の向上、地域福祉の担い手の確保、医療・福祉サービスの質と量の確保、社会的孤立への対応、地域課題の複雑化・多様化への対応が必要

第3章 理念

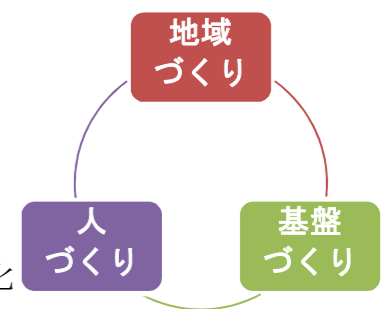
I. 理念

「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して

II. 施策の方向性

1. 互いに支え合う地域コミュニティの再生
2. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
3. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
4. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

(参考) 方向性のイメージ



第4章 推進体制

I. 地域福祉の推進イメージ

- ・ 地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決
- ・ 各圏域での解決が困難な事例は、より広域で専門的なネットワークで解決を目指す重層的な支援体制

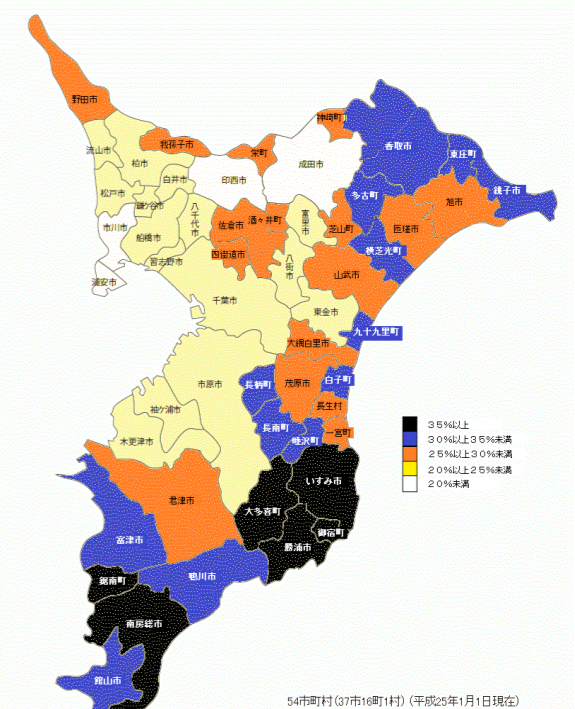
II. 各圏域の主な役割

- ①日常生活圏 (自治会・町内会等の互助ネットワーク)、②小域福祉圏 (小・中学校区)
- ③基本福祉圏 (市町村圏)、④広域福祉圏

III. 地域福祉の担い手として期待される団体

- ・ 自治会・町内会、社会福祉協議会、社会福祉法人・社会福祉施設、学校、企業、NPO法人、民生委員・児童委員等

(図2) 県内市町村高齢化率の状況 (平成26年4月1日現在)



54市町村(37市16町1村) (平成25年1月1日現在)

第5章 地域・市町村を支援するための施策

理念	施策の方向性	県が取り組むべき施策	主な取組	
「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して	Ⅰ. 互いに支え合う地域コミュニティの再生	1. 市町村が行う地域福祉施策への支援	①市町村地域福祉計画の策定支援 ②福祉サービスに関する情報の収集・提供	
		2. 地域コミュニティづくり推進への支援	①地域に関わる様々な主体との連携促進 ②スポーツ推進による健康づくり・地域コミュニティづくりの促進	
		3. 地域の課題解決に向けた取組みや仕組みづくりへの支援	①高齢者孤立化防止対策等の推進 ②災害時の要支援者対策の推進 ③地域の防犯力の向上 ④犯罪の起こりにくい環境づくり ⑤社会福祉法人による地域貢献の推進	
	Ⅱ. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成	1. 福祉教育の推進	①福祉教育の推進 ②県立高校に福祉教育拠点校を設置 ③県立高校に福祉関係のコース等を設置	
		2. 福祉人材の確保・育成	①福祉人材の確保・定着対策の推進 ②福祉人材センターの運営 ③コミュニティソーシャルワーカーの育成	
		3. 高齢者等の地域活動への参画支援	①生涯現役社会に向けた意識の醸成 ②千葉県生涯大学校による地域活動を担う人材の養成等 ③老人クラブ活動の活性化	
		4. 地域活動に取り組む県民への支援	①ボランティアの振興 ②民生委員・児童委員活動の充実強化	
	Ⅲ. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化	1. 地域包括ケアシステムの構築促進	①地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援	①地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援
			②在宅医療の充実	②在宅医療の充実
			③介護サービス基盤の整備・充実	③介護サービス基盤の整備・充実
			④保健・医療・福祉・介護の連携強化	④保健・医療・福祉・介護の連携強化
			⑤地域リハビリテーションの推進	⑤地域リハビリテーションの推進
⑥認知症地域支援体制の構築			⑥認知症地域支援体制の構築	
⑦介護予防・生活支援サービスの推進			⑦介護予防・生活支援サービスの推進	

理念	施策の方向性	県が取り組むべき施策	主な取組
「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して	Ⅲ. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化	2. 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実	①高齢期に向けた住まいの充実 ②高齢者や障害者等が安心して住み続けられる環境の整備 ③入所施設から地域生活への移行の推進 ④精神障害のある人の地域生活への移行の推進 ⑤障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実 ⑥福祉サービスの点検・評価
		3. 地域による子育て支援の充実	①多様な子育て支援サービスの充実 ②企業参画による子育て支援
		Ⅳ. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	1. 総合的な相談支援体制づくり
	Ⅳ. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	2. 生活困窮者等に対する総合的な支援	①生活困窮者自立支援方策 ②ホームレス自立支援 ③多重債務問題対策の強化
		3. 子ども・高齢者・障害のある人の権利擁護に関する相談等支援	①日常生活支援事業と成年後見制度との相互連携 ②児童虐待の未然防止、早期発見・対応等の推進 ③市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 ④高齢者虐待防止対策の推進 ⑤障害のある人への理解を広げ権利を養護する取組みの推進 ⑥DV防止と被害者支援の充実
		4. 一人ひとりの状況を踏まえた相談等支援	①総合的な自殺対策の推進 ②社会的に孤立している方への対策の推進 ③障害のある子どもの療育支援体制の充実 ④障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実 ⑤犯罪被害者支援の推進 ⑥矯正施設出所者に対する福祉サービスの支援

第6章 進行管理

○ 地域・市町村との協働、地域福祉の理念・取り組みの普及 ○ PDCAサイクルによる進行管理（施策ごとに指標掲載。下表は一部）

施策	指標	単位	現状 (計画時)	中間目標 (H30.3)	計画終了時の 目標 (H33.3)	施策	指標	単位	現状 (計画時)	中間目標 (H30.3)	計画終了時の 目標 (H33.3)
(計画の基本指標)	地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりが進められていると感じる県民の割合	%	16.1%	25%	次期総合計画で目標設定	Ⅲ-2 地域で住み続けるための福祉施設・サービスの充実	特別養護老人ホーム整備数(累計)	床	21,937	27,880	次期計画で目標設定
Ⅰ-1.市町村が行う地域福祉施策への支援	地域福祉計画策定市町村数	市町村	30	42	54	Ⅲ-3 地域による子育て支援	地域子育て支援拠点事業実施箇所	箇所	287	317	328
Ⅰ-2 地域コミュニティづくり推進への	基本福祉フォーラム設置(市町村)数	市町村	24	33	42	Ⅳ-1.総合的な相談支援体制づくり	対象者横断的な総合相談窓口の設置数(県・市町村)	箇所	16	増加を目指す	増加を目指す
Ⅱ-1.福祉教育の推進	福祉教育推進校の数(累計:小・中・高等学校)	校	758	818	878	Ⅳ-2.生活困窮者等に対する総合的な支援	自立相談支援機関における自立相談支援員養成研修の受講率	%	21	100	100
Ⅱ-2.福祉人材の確保・育成	コミュニティソーシャルワーカー育成研修受講者数(累計)	人	1,697	2,300	2,900	Ⅳ-3.子ども・高齢者・障害のある人等の権利擁護に関する相談等支援	日常生活自立支援事業利用者数	人	800	1,040	1,280